

一般社団法人 霜仁会代議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人霜仁会定款の第5条第4項の規定に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(選出)

第2条 代議員は、改選の年の4月末日までに選出する。

2 代議員は、支部別、期別、2号会員及び学生代表の4つのブロックからの立候補者に対して正会員による選挙で選出する。

3 代議員になろうとする者は、改選の年の4月1日から4月14日までの間に選挙管理委員会に届け出る。

4 代議員立候補者が、定数を超えた場合は、所属する正会員による選挙を行い決定する。立候補者が定数以内の場合は無投票で決定する。

(定数)

第3条 代議員の定数は、定款第5条第3項の規定に基づき、概ね正会員150人に1人とし、詳細は理事会で定める。

2 選挙管理委員会は、改選の年の2月末日までに、年度当初の正会員数により各ブロック毎の定数を決定し、告示及び各ブロックに通知しなければならない。

(任期)

第4条 代議員の任期は、定款第5条第7項の規定により2年とする。

(選挙人の資格)

第5条 選挙人は、改選が行われる年の4月1日に、一般社団法人霜仁会に登録されている正会員とする。

(立候補者の資格)

第6条 この選挙の立候補者は、改選が行われる年の4月1日に、一般社団法人霜仁会に登録されている正会員とする。

(立候補)

第7条 立候補しようとする者は、所定の届出書を所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(告示)

第8条 告示は、原則として霜仁会ホームページまたは霜仁会会報により行うが、改選前の代議員への通知によることもできる。

(雑則)

第9条 この規程のほか、代議員の選任に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規程は、社団法人霜仁会の代議員選任に適用し、平成24年度の代議員選任から施行する。